



保証債務／債務の借換えと求償権行使不能の判断

第 17 回 2007 年（平成 19 年）9 月 28 日

発表 岡本 博美

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

MJS 判例研究会

平成 19 年 9 月 28 日

発表 岡本博美

【保証債務 / 債務の借換えと求償権行使不能の判断】

さいたま地裁 平成 16 年 4 月 14 日判決 (平成 12 年 (行ウ) 第 18 号)

1. 事案の概要

(1) 事案の要旨

本件は、原告が、自己所有していた土地の譲渡に係る所得の金額の計算において、所得税法 64 条 2 項に規定する保証債務の特例 (以下「本件特例」という。) を適用した平成 9 年分の所得税について、被告が、本件特例は適用できないとして更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたところ、原告が、上記各処分の取消しを求めた事案である。

本件の争点は、原告の平成 9 年分の所得税について、譲渡所得の計算上、本件特例が適用されるか否かである。

(2) 基本的事実関係

イ. 甲氏・・・原告
 ロ. Y 社・・・甲氏が代表取締役を務める有限会社で、サウナ風呂、スイミングスクール、レストラン及び喫茶店の経営等を目的として昭和 59 年に設立された
 ハ. S 信金・・・地元の信用金庫
 ニ. M 銀行・・・都市銀行

Y 社は、S 信金から次の借入れを行い、甲はこれらに債務保証した。

	借入日	返済期限	金額	} 8620 万円
A 債務	H8.4.8	H9.4.1	400 万円	
B 債務	H8.6.10	H11.6.7	1000 万円	
C 債務	H8.12.5	H10.8.7	4780 万円	
D 債務			2440 万円	

Y 社は、M 銀行から次の借入れを行い、甲はこれに債務保証するとともに、甲所有の土地及び家屋に根抵当権 (1 億 3 0 0 0 万円) を設定した。

	借入日	返済期限	金額
E 債務	H8.12.26	H9.6.30	1 億 3 0 0 0 万円

第1の土地の譲渡

甲氏は、平成9年1月24日にT社との間で、上記で根抵当権の設定されている土地について譲渡契約を締結し、次のように債務の返済を行った。

譲渡代金の受領日	譲渡価額	返済日	返済先	返済した債務	
H9.1.24	22,000,000 円	H9.5.19	M 銀行	E 債務	1.3 億
H9.5.19	206,872,000 円	H9.5.28	S 信金	A 債務 C 債務	400 万 4780 万
計	228,872,000 円	計			181,800 千

第2の土地の譲渡

甲氏は、平成9年11月13日にF氏との間で、甲氏所有の土地について譲渡契約を締結し、次ように債務の返済を行った。

譲渡代金の受領日	譲渡価額	返済日	返済先	返済した債務	
H9.11.13	3,000,000 円	H9.12.3	S 信金	B 債務	1000 万
H9.12.3	32,000,000 円			D 債務	2440 万
計	35,000,000 円	計			3440 万

Y社の解散に至るまでの経緯

年月日	
H9.2.末	営業の終了
H9.4.30	解散の決議
H9.5.13	解散の登記
H9.12.24	原告が各債務に係る求償権を放棄する旨を記載した債権放棄通知書を送付
H9.12.30	清算終了
H10.1.19	清算終了の登記

(3) 本件の争点 (甲氏の平成9年分の確定申告)

甲氏は、平成9年中に行った上記2件の土地の譲渡について、所得税法64条2項に規定する保証債務の特例を適用して申告を行った。

この平成9年分の申告について、被告K税務署長は、本件特例は適用できないものとして更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたところ、甲氏が各処分の取消を求めて争われた事件であったが、さいたま地裁は、本件は特例が適用されてよいケースであるとして、上記各処分の全部の取消を行った。

2. 被告の主張

(1) 保証債務を履行するための資産の譲渡の要件について

本特例は、その資産の譲渡が、保証債務の履行を余儀なくされたために止むに止まらず行われたものであることが要件である。

すなわち、主債務者が弁済を行うことが不可能であることが確実にあり、債権者からの履行の請求を受けるなど、保証人において保証債務の履行を余儀なくされ、その保証債務の履行のために資産の譲渡が止むに止まらず行われたことを要すると解される。

(2) 保証債務を履行するために本件各土地を譲渡したものとしない

本件においては下記の理由から、保証債務の履行を余儀なくされたために行われたものであるとは認められない。

イ. 各債務の弁済期限が到来していない

各土地の譲渡は、それぞれの債務にかかる弁済期限到来前になされていて、各金融機関が、主債務の弁済期到来前には保証債務の履行を請求した事実はない。

ロ. Y社において、債務の返済が可能であった

Y社は、平成8年5月から毎月1200万円余りの売上をコンスタントに計上しており、これに対して借入金の返済額は毎月165万円余りであった。

平成8年12月において、損益計算書では773万円の損失の計上がされているものの、キャッシュフローでは、原告本人に対して3396万円の返済が行われていたことや、3000万円もの株式の購入を行っていることから、借入金の返済は可能であったといえる。

ハ．Y社は営業を継続することかできる状況であった

甲氏の行った第一の土地の譲渡は、Y社が甲氏から賃借してスイミングスクール等の経営を行っていた施設部分である。

したがってY社は、事業を継続していれば、各債務を弁済することが可能であったにもかかわらず、甲氏の判断により、これらの施設を取壊して事業継続を不能とし、各債務の返済、ひいては原告のY社に対する求償権の行使をも不能な状況に追い込んだといえる。

3．原告の主張

(1) 規定の解釈論

所得税法64条2項は、「保証債務を履行するための資産の譲渡があった」ことを要件としているところ、被告は、「資産の譲渡が保証債務の履行を余儀なくされたために行われたものであること」という要件を措定するが、かかる要件を措定するとしても、租税法律主義の要請からして、それはあくまで「保証債務を履行するための資産の譲渡」という枠内の解釈によるべきである。

ことに、本要件について、主債務の弁済期限到来前に資産を譲渡したこと、債務者ないし保証人に対する書面による正式な督促がない段階で資産を譲渡したことなどの形式的な事情を強調することは、明らかに解釈論の域を超えるものであり、本要件を不当に縮小解釈するものである。

(2) 保証債務の履行を余儀なくされていたこと

第1土地の譲渡に至った経緯

平成8年当時、リニューアル計画を含めて再建を試みていたものの万策が尽き、平成9年1月ころには、事業の継続が不可能となり、Y社は総額2億円を超える債務を返済することができなくなった。その結果、Y社の連帯保証人である原告は、その連帯保証を免れ得ないこととなったのである。

したがって、原告は本件各債務の保証債務の履行を余儀なくされた状況のもとで、自らの保証債務を履行するために第1土地の譲渡を行った

Y社の経営状況

平成8年5月から売上は毎月1200万円余りを計上していたものの、平成8年5月から12月までの税引前損益は773万円の損失を計上しており、キャッシュフローはマイナスで、月々の返済額が全くなかった。

また、Y社は、平成8年4月末の段階で既に1億9151万8351円の債務超過であり、平成9年4月末には、債務超過額が2億6930万7577円に及んでいた。

したがって、Y社の売上高及び毎月の返済額のみから、直ちにY社の経営状況が返済不可能な状況でなかったと結論付けることはできないものといえる。

4. 裁判所の判断

(1) 被告の主張に対する判断

保証債務の履行を「余儀なくされる」状況下であるかどうかの判断

被告は、所得税法64条2項の適用のためには、保証債務の履行を「余儀なくされる」状況下でやむにやまらず資産を譲渡した場合でなければならぬとして、まず、本件では、資産の譲渡が債務の弁済期の到来前に行われ、債権者であるM銀行及びS信金が、債務者であるY社に債務の返済を請求した事実はなく、保証人である原告に保証の履行を請求した事実もない等の事情から、本件には所得税法64条2項の適用はないと主張する。

しかし、上記被告の主張は採用できない。

保証人は主債務の弁済期の前後を問わず弁済でき、弁済したときは求償権は発生する(民法459条)。しかも、期限の利益は債務者の利益の為の定めと推定され(民法136条1項)、債務者は期限の利益を原則として放棄することができる(同条2項本文)。もちろん債務者の側で期限の利益を放棄しても直ちに保証人に対抗できないが、保証人が債務者と歩調を合わせ期限の利益を放棄することは何ら差し支えない。そして有限会社が解散した場合には、清算の早期結了の要請から、会社は期限未到来の債務についても弁済することができる(有限会社法75条、商法125条)。本件でも保証人である原告が期限前に代位弁済したのは主債務者である八千代と保証人である原告がともに期限の利益を放棄した結果とみて差し支えない。すなわち、債務者本人たる有限会社が解散し、清算の早期結了の要請から期限の利益を放棄して、保証人に対し代位弁済を要請し、保証人がこれに応じた場合は、保証人の立場は、主債務の弁済期到来による代位弁済とほぼ同様であって、前者と後者について所得税法64条2項の適用上取扱いを異にすべき合理的理由はない。

Y社が返済可能であったかどうかの判断

被告は、保証人が土地の売却をしなければY社の事業は継続することができ、債務の弁済も可能であったと主張している。

しかし、被告の上記主張は、主債務者の判断と保証人の判断を混同している面があり、甚だわかりにくい上に、実質的にも相当とはいえない。保証人が主債務者である有限会社の代表取締役を兼ねているとしても、主債務者と保証人の人格は別個のものである。

そこで、主債務者である有限会社が事業廃止の決定をした場合それは有限会社自身の判断であり、それをもって直ちに保証人の判断とみることはできない。

Y社が約3000万円の株式の購入をしたことについての判断

Y社は、H8.6.10にS信金から1000万円の借入を行い、約3000万円の株式の購入を行っている。被告は、株式の購入が可能であれば、債務の弁済も可能であったと主張している。

有価証券は会社の資産となるものであり、解散前後の会社が少しでも資産を増やそうと短期的に株式売買を行うこともあり得ることである。要するに、被告の挙げる諸事情は、Y社の経営を継続することによりこれらの債務を自力で返済し得たもので、本件土地の譲渡をするまでもなかったとの被告主張の根拠を何ら示すものではない。

借換えの場合における保証人の求償権の行使の判断

所得税法64条の2項は、主債務者に資力がないため求償権の行使がそもそも不可能であることを知りながらあえて保証をした場合には、適用がない。

ところで、金銭消費貸借契約において、弁済期や月々の分割金の支払額を変更するため、新たな契約を締結する方法（いわゆる借換え）が採られることがあるが、かかる借換えがなされた場合、旧契約締結当時の主債務者の資力と、借換時の主債務者の資力に変動があることが十分あり得る。そして、借換時に、保証人は、保証債務の負担を自由に免れることができるものではなく、保証人は従属的な地位に置かれているのが通常であるから、借換時において、保証人が主債務者に資力がなく、主債務者に対する求償権の行使が不可能であると認識していた場合であっても、旧契約締結時において、保証人が、求償権の行使も可能であると認識していた場合については、所得税法64条2項の適用はあると解するのが相当である

被告は、借換えがなされた場合でも、金銭消費貸借契約及び保証契約は新たに締結されるものであり、新たな保証契約は旧債務についての保証契約とは別個の契約であるから、あくまで新たな債務についての保証契約締結時における保証人の認識が問題とされるべきであり、ことに借換えに際して借入金額が増額されたような場合には、いかなる時点で、いかなる範囲の保証債務について保証人の認識を判断すべきかが曖昧となる旨主張するが、採用できない。借換えに際して借入金額が増額された場合には、当初の保証契約締結時の債務の範囲を問題とすれば足りるというべきである。

(2) 結論

所得税法 64 条の 2 項の法意

譲渡所得課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会にその所有期間中の増加益（キャピタルゲイン）を精算して課税しようとするものである。そして、資産の譲渡による譲渡代金の権利が確定したときは、原則として課税所得が発生するが、資産（事業用の資産を除く。）の譲渡代金の貸倒れ等による損失が生じた場合は、資産の譲渡収入により発生するはずであった担税力が発生しない結果となるから、課税所得のうちに含まれた所得の部分については、課税所得がなかったものとして、その課税所得を修正することが適当である。

そして、債務保証を行い、その履行のために資産の譲渡があった場合において、その履行に伴う求償権の全部又は一部が行使できなくなったときは、上記の場合と同様、その求償権に基づく収入があった限度において譲渡収入があったものとして譲渡所得課税を行うこととされている。要するに、所得税法 64 条 2 項の法意は、保証人が主債務者のために財産を譲渡して弁済し、かつ求償権行使が不能となったときは、資産の譲渡代金の回収不能が生じた場合と同様、結論的にその分はキャピタルゲインたる収入がなかったものと扱うという趣旨であると解される。

所得税法 64 条 2 項に定める保証債務の特例の適用を受けるための要件
納税者が、

(ア) 債権者に対して債務者の債務を保証したこと

(イ) 上記(ア)の保証債務を履行するために資産を譲渡したこと

(ウ) 上記(ア)の保証債務を履行したこと

(エ) 上記(ウ)の履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないことが必要であり、かつこれで足りるものであって、それ以上に債権者の請求があったことや主債務の期限到来が要求されているとは解し得ない。

そして、本件基礎的事実によれば、原告の本件第 1 土地の譲渡に伴う本件 A.C.E 債務の弁済、第 2 土地の譲渡に伴う本件 B、D 債務の弁済は、いずれも上記(ア)ないし(ウ)の要件を満たすというべきであり、解散後の八千代には原告に対する求償債務を弁済すべき資力はなかったと認められるから、(エ)の要件も満たすもので、本件については所得税法 64 条 2 項の適用要件が満足されていると認められる。

5 . おわりに

(1) 所得税法 6 4 条の 2 項の要件

この特例の適用が受けられるのは、次の全ての要件に該当する場合に限られる。

譲渡代金の全部又は一部が保証債務の履行に充てられていること。

の保証債務の履行によって生じた求償権の全部又は一部が行使できなくなったこと。

の求償権の行使ができないことになったことによって生じた損失の金額は、不動産所得や事業所得、山林所得の必要経費に算入されないものであること。

所得税の確定申告書に所得税法 6 4 条の 2 項の適用を受けたい旨の記載があること。

(2) 所得税法 6 4 条の 2 項の解釈について

この特例については上記の要件が前提とされているが、これらの解釈について、実務的には不明確な部分が多い。

今回取り上げたさいたま地裁の判決においては、借入金の返済期限前に保証人が代位弁済していることや、借換えが行われた場合の保証人の認識について、一つの判断がされたものと考えられる。

6. 関係条文

(資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例)

第六十四条 その年分の各種所得の金額(事業所得の金額を除く。以下この項において同じ。)の計算の基礎となる収入金額若しくは総収入金額(不動産所得又は山林所得を生ずべき事業から生じたものを除く。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部を回収することができないこととなった場合又は政令で定める事由により当該収入金額若しくは総収入金額の全部若しくは一部を返還すべきこととなった場合には、政令で定めるところにより、当該各種所得の金額の合計額のうち、その回収することができないこととなった金額又は返還すべきこととなった金額に対応する部分の金額は、当該各種所得の金額の計算上、なかつたものとみなす。

- 2 保証債務を履行するため資産(第三十三条第二項第一号(譲渡所得に含まれない所得)の規定に該当するものを除く。)の譲渡(同条第一項に規定する政令で定める行為を含む。)があった場合において、その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったときは、その行使することができないこととなった金額(不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を除く。)を前項に規定する回収することができないこととなった金額とみなして、同項の規定を適用する。
- 3 前項の規定は、第百五十二条(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)の規定による更正の請求をする場合を除き、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。
- 4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

(保証債務の履行の範囲)

64 - 4 法第 64 条第 2 項に規定する保証債務の履行があった場合とは、民法第 446 条《保証人の責任等》に規定する保証人の債務又は第 454 条《連帯保証の場合の特則》に規定する連帯保証人の債務の履行があった場合のほか、次に掲げる場合も、その債務の履行等に伴う求償権を生ずることとなるときは、これに該当するものとする。(昭 56 直資 3 - 2、直所 3 - 3、平 17 課資 3-7、課個 2-25、課審 6-13 改正)

- (1) 不可分債務の債務者の債務の履行があった場合
- (2) 連帯債務者の債務の履行があった場合
- (3) 合名会社又は合資会社の無限責任社員による会社の債務の履行があった場合
- (4) 身元保証人の債務の履行があった場合
- (5) 他人の債務を担保するため質権若しくは抵当権を設定した者がその債務を弁済し又は質権若しくは抵当権を実行された場合
- (6) 法律の規定により連帯して損害賠償の責任がある場合において、その損害賠償金の支払があったとき。

(借入金で保証債務を履行した後に資産の譲渡があった場合)

64 - 5 保証債務の履行を借入金で行い、その借入金(その借入金に係る利子を除く。)を返済するために資産の譲渡があった場合においても、当該資産の譲渡が実質的に保証債務を履行するためのものであると認められるときは、法第 64 条第 2 項に規定する「保証債務を履行するため資産の譲渡があった場合」に該当するものとする。

被相続人が借入金で保証債務を履行した後にその借入金を承継した相続人がその借入金(その借入金の利子を除く。)を返済するために資産を譲渡した場合も、同様とする。(昭 56 直資 3 - 2、直所 3 - 3 改正)

(注) 借入金を返済するための資産の譲渡が保証債務を履行した日からおおむね 1 年以内に行われているときは、実質的に保証債務を履行するために資産の譲渡があったものとして差し支えない。

(期限の利益及びその放棄)

第三百三十六条 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

- 2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

(委託を受けた保証人の求償権)

第四百五十九条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対して求償権を有する。

- 2 第四百四十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。